

令和四年六月二十四日受領
答弁第一二七号

内閣衆質二〇八第一二七号

令和四年六月二十四日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員青山大人君提出新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員青山大人君提出新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの見直しに関する質問
に対する答弁書

お尋ねについては、令和四年五月二十五日の参議院本会議において、岸田内閣総理大臣が、「感染症法上の位置づけについては、新型コロナウイルスは、オミクロン株であっても致死率や重症化率がインフルエンザよりも高く、更なる変異の可能性もあります。このため、平時への移行期間として最大限の警戒局面にある現時点では、五類に変更することは現実的ではないと考えておりますが、引き続き議論は続けてまいりたいと思います」と答弁したとおりである。